
国内クレジットの取得及び譲渡に関する契約(案)

(第1版：2009年8月)

[]

[]

●年●月●日

【ご利用上の注意】

本契約(案)は、利用者の利便性を考えて標準的な契約書の案文を提案するものです。実際の取引にあたっては、各取引の内容に応じて、以下のような点に留意の上、契約内容を確定していただくことを想定しています。

- (1) 本契約(案)が想定している取引の概要等については、国内クレジット推進協議会「『国内クレジットの取得及び譲渡に関する契約(案)』の利用に当たっての留意事項」をご参照下さい。
- (2) 本契約(案)の作成にあたっては、国内クレジット推進協議会の一部会員からの協力を得ています。しかし、国内クレジット制度に関する実務は今後蓄積されていくものであり、国内クレジット推進協議会は、本契約(案)の内容が標準的なものであることを保証するものではなく、また、本契約(案)の契約内容を推奨するものでもありません。
- (3) 特に、各当事者の責任分担等についての取決め、国内クレジットの移転及び代金支払のタイミング等の契約条件については、各案件の特殊性を考慮し、必要に応じて弁護士等の専門家とも相談のうえ検討する必要があります。

※本契約(案)は無料でご自由に利用いただけますが、利用したことに基づき利用者に損害等が生じても、国内クレジット推進協議会は一切の責任を負いません。

目次

第 1 章 総則	1
第 1.1 条 (本契約の目的)	1
第 1.2 条 (用語の定義)	1
第 2 章 国内クレジットの認証等に係る当事者の義務	1
第 2.1 条 (排出削減方法論の承認) 【運営規則第 4 章第 1 節】	1
第 2.2 条 (排出削減事業計画の作成及び承認) 【運営規則第 4 章第 2 節】	2
第 2.3 条 (排出削減事業の運営)	2
第 2.4 条 (排出削減実績報告書の作成及び実績確認書の取得) 【運営規則第 5 章 2. (1) 及び(2)】	2
第 2.5 条 (国内クレジットの認証及び譲渡) 【運営規則第 5 章 2. (3)】	3
第 3 章 クレジットの譲渡	3
第 3.1 条 (基本条件)	3
第 3.2 条 (譲渡条件)	4
第 3.3 条 (譲渡)	4
第 3.4 条 (代金の支払)	5
第 3.5 条 (表明保証責任・瑕疵担保責任等)	5
第 4 章 債務不履行及び契約解除等	6
第 4.1 条 (両当事者の責に帰すべからざる事由に基づく契約の解除)	6
第 4.2 条 (債務不履行)	7
第 5 章 一般条項	8
第 5.1 条 (契約期間)	8
第 5.2 条 (守秘義務)	8
第 5.3 条 (費用及び租税)	9
第 5.4 条 (通知)	9
第 5.5 条 (権利義務の譲渡禁止)	10
第 5.6 条 (政策及び法令変更等)	10
第 5.7 条 (準拠法)	10
第 5.8 条 (管轄裁判所)	10
第 5.9 条 (協議事項)	10

国内クレジットの取得及び譲渡に関する契約

[] (以下「譲渡人」という。) 及び [] (以下「譲受人」という。) は、以下のとおり国内クレジットの取得及び譲渡に関する契約 (以下「本契約」という) を締結する。

第1章 総則

第 1.1 条 (本契約の目的)

本契約は、(i)国内クレジットの認証その他譲渡人が国内クレジットを取得するにあたり必要となる事項に係る当事者間の協力その他各当事者の義務に関する事項、及び、(ii)当事者間における国内クレジットの譲渡に関する事項を定めることを目的とする。

第 1.2 条 (用語の定義)

本契約に別段の定めが無い限り、本契約にて用いられる用語については別紙 1.2「定義」に定める意味を有する。また、別紙 1.2 において特に定めが無い用語については、運営規則に定める意味を有する。

第2章 国内クレジットの認証等に係る当事者の義務

第 2.1 条 (排出削減方法論の承認) 【運営規則第 4 章第 1 節】

1. 譲渡人は、別紙 2.1 の定めに従い、運営規則に定める排出削減事業者として、委員会に対して排出削減方法論の承認を申請する。
2. 排出削減方法論の承認に係る各当事者の役割分担、責任分担その他の義務及びこれに係る費用負担並びにこれに関連する事項については、別紙 2.1 の定めに従う。

第 2.2 条（排出削減事業計画の作成及び承認）【運営規則第 4 章第 2 節】

1. 譲渡人は、別紙 2.2 の定めに従い、排出削減事業者として、運営規則に定める排出削減事業計画を作成のうえ、申請書と共に委員会に提出し、その承認を受ける。譲受人は、運営規則に定める排出削減事業共同実施者として、排出削減事業計画に記名押印を行う他、別紙 2.2 の定めに従いこれに協力する。
2. 譲渡人は、別紙 2.2 の定めに従い、排出削減事業者として、運営規則に定める審査機関又は審査員を選任のうえ、第 1 項所定の排出削減事業計画につき審査機関又は審査員の審査を受け、審査機関又は審査員をしてその結果を委員会に対して報告させる。
3. 排出削減事業計画の承認又は審査機関若しくは審査員による審査に係る各当事者の役割分担、責任分担その他の義務、費用負担及びその他の関連事項については、別紙 2.2 の定めに従う。

第 2.3 条（排出削減事業の運営）

1. 譲渡人は、本契約の定め及び排出削減事業計画に従い排出削減事業を運営するよう努めるものとし、これに加えて、別紙 2.3 の定めに従い、排出削減事業者として、排出削減事業を執り行う。
2. 排出削減事業の運営に係る各当事者の役割分担、責任分担その他の義務、費用負担及びその他の関連事項については、別紙 2.3 の定めに従う。

第 2.4 条（排出削減実績報告書の作成及び実績確認書の取得）【運営規則第 5 章 2. (1)及び(2)】

1. 譲渡人は、別紙 2.4 の定めに従い、運営規則に定める承認排出削減事業者として、運営規則に定める排出削減実績報告書を作成する。譲受人は、排出削減事業共同実施者として、排出削減実績報告書に記名押印する他、別紙 2.4 の定めに従いこれに協力する。
2. 譲渡人は、別紙 2.4 の定めに従い、承認排出削減事業者として、審査機関又は審査員を選任のうえ、第 1 項所定の排出削減実績報告書につき審査機関又は審査員の実績確認の検証を受け、審査機関又は審査員から運営規則に定める実績確認書を取得する。
3. 排出削減実績報告書の作成又は審査機関若しくは審査員による検証に係る各当事者

の役割分担、責任分担その他の義務、費用負担及びその他の関連事項については、別紙 2.4 の定めに従う。

第 2.5 条（国内クレジットの認証及び譲渡）【運営規則第 5 章 2. (3)】

1. 譲渡人は、別紙 2.5 の定めに従い、承認排出削減事業者として、排出削減実績報告書（審査機関又は審査員から修正を求められた場合には修正後の排出削減実績報告書を意味し、以下、同様とする。）及び実績確認書を添えて、委員会に対して、(i)国内クレジットの認証及び(ii)運営規則に定める承認排出削減事業計画に係る国内クレジットを記載した書面の交付を申請する。
2. 譲渡人は、前項の申請を行う際には、第 3.3 条第 2 項に基づき、委員会の定めに従い本国内クレジットの保有者を譲受人とする趣旨の申請を委員会に対して行うⁱⁱ。譲受人は、当該申請に必要な協力（もしあれば）を行う。
3. 国内クレジットの認証又は本国内クレジットの保有者の変更に係る各当事者の役割分担、責任分担その他の義務、費用負担及びその他の関連事項については、別紙 2.5 の定めに従う。

第3章 クレジットの譲渡

第 3.1 条（基本条件）

本契約に基づく国内クレジット譲渡の基本条件は、以下のとおりとするⁱⁱⁱ。

本国内クレジットの表示	対象排出削減事業	別紙 3.1 記載の事業
	譲渡予定数量（本契約期間中の譲渡予定総量）	[] t-CO ₂ e
譲渡単価	t-CO ₂ e あたりの代金	[]円（但し、消費税別）
譲渡日	第 2.5 条に基づき、譲渡人が委員会に対して、国内クレジット認証申請書及び国内クレジットの保有者の変更に係る申請を行った[本契約期間中の]各日	
支払日	履行完了日（第 3.3 条第 3 項に定義される。）毎に、同日から●営業日後の日	

第 3.2 条（譲渡条件）

1. 譲渡人は、譲受人に対して、本契約の規定に従い、本国内クレジットを譲渡し、譲受人はこれを譲り受ける。
2. 譲渡人は、譲受人に対して、本契約期間における譲渡の累計が譲渡予定数量に達するまで、各譲渡日において、対象排出削減事業から当該譲渡日に係るモニタリング対象期間に現に発生した全ての国内クレジットを譲渡し、譲受人はこれを譲り受ける（以下、各譲渡日において譲渡の対象となる本国内クレジットの数量を「譲渡対象数量」という。）。
3. ●年度末日までの期間中に対象排出削減事業から発生した国内クレジットが、譲渡予定数量を超過する場合又は同期間後にも譲渡人による国内クレジットの取得及び譲受人に対する譲渡が可能である場合には、譲渡人及び譲受人は、当該国内クレジットを譲渡人から譲受人に優先的に譲渡すること及びその条件について、誠実に協議を行う。

第 3.3 条（譲渡）

1. 譲渡人は、各譲渡日において、本国内クレジットを譲受人に対して譲り渡す。
2. 譲渡人は、各譲渡日において、第 2.5 条第 1 項に基づく国内クレジット認証申請書を委員会に対して提出する際には、委員会の定めに従い、本国内クレジットの保有者を譲受人とする趣旨の申請を委員会に対して行う^{iv}。
3. 譲渡人は、譲渡毎に、委員会から、本国内クレジットが認証されたことを示す書面及び本国内クレジットが譲渡人から譲受人に対して移転されたことを証する書面その他合理的な資料（もしあれば）^vを取得し、直ちに当該書面を譲受人に対して交付する（以下、譲渡人が譲受人に対してかかる書面を交付した日を「履行完了日」という。）^{vi}。
4. 譲受人は、譲渡人が第 2 項の申請を行うのに先立ち、運営規則に基づき設置される、譲受人が国内クレジットを保有するための口座の口座番号を譲渡人に通知する。

おそれのある処分が一切行われておらず、かつ、譲渡人が第三者のためにそのような処分を行う義務を負っておらず、先取特権その他の負担は存在しないこと。

2. 前項所定の場合を除き、譲渡人は譲受人に対して、本国内クレジットに関し、瑕疵担保責任、表明保証責任その他名称や原因の如何を問わず、本国内クレジットの品質、性状又は性能等に起因する責任を負わない。

第4章 債務不履行及び契約解除等

第4.1条（両当事者の責に帰すべからざる事由に基づく契約の解除）

以下の事由が生じた場合には、譲渡人及び譲受人は相手方に書面により通知の上、本契約を解除することができる。当該通知がなされた時点において譲渡人の本国内クレジットに関する引渡し義務は消滅し、また、譲受人の譲渡価格等の支払い義務も消滅するものとし、譲渡人及び譲受人は相互に相手方に対し何らの責任も負わないものとする。但し、当該通知がなされた時点において、第3.3条に規定する譲渡人の義務の履行が完了している場合については、当該履行に係る限りにおいて、譲受人は代金の支払い義務を負う。

- (1) 譲渡人及び譲受人のいずれにもその責を帰すことができない事由に基づき、排出削減方法論の認証を受けることができない場合、排出削減事業計画の運営規則への適合性について審査機関又は審査員の審査による確認を受けることができず若しくは委員会から承認を受けることができない場合、又は、その他国内クレジットの発生に必要な手続を完了させることができない場合。
- (2) 天災その他自然的又は人為的な事象であって、譲渡人及び譲受人のいずれにもその責を帰すことが出来ない事由に基づき、対象排出削減事業の実施及び運営が困難となり、これにより本契約の履行が不可能又は著しく困難となった場合。
- (3) 運営規則その他国内クレジット制度に係る規則等の変更等により、国内クレジットの譲渡が不可能となった場合、その他理由の如何を問わず、国内クレジットの譲渡取引が両当事者の責めによらずに制度上不可能となった場合。

第 4.2 条（債務不履行）

1. 以下の各号に掲げる事由を債務不履行事由とする。

- (1) 本契約に基づき相手方に対して負担する債務の履行を一部でも怠ったとき。
- (2) (i)破産手続、会社更生手続、民事再生手続その他適用ある倒産手続開始の申立を受け若しくは自ら申立をなしたとき、(ii)差押え、仮差押え、仮処分その他の保全手続、強制執行若しくは競売等の申立を受けたとき又は(iii)滞納処分を受けたとき。
- (3) 振出しもしくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなったとき、その他支払停止を為したとき。
- (4) 裏書若しくは保証した手形又は小切手が不渡りとなり、かつ、不渡り後 2 日以内にこれに代わる現金を支払わないとき。
- (5) 合併によらず解散したとき。
- (6) その他本契約の継続に重大な支障を生じ得る財産状態の悪化、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

2. 債務不履行による解除^{viii}

- (1) 譲渡人又は譲受人のいずれかが、前項第 1 号に該当した場合で、かつ、当該債務を履行すべき旨又は当該契約違反を治癒すべき旨の催告を受領後[10]日以内に、なおかかる債務の履行又は契約違反の治癒がなされない場合には、相手方は本契約を解除することができる。この場合、相手方は、解除に加え、当該解除に起因して自己又は第三者に発生した損害等の賠償を請求することができる。
- (2) 譲渡人又は譲受人のいずれかが、前項第 2 号乃至第 6 号に該当した場合、その相手方は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。この場合、相手方は、解除に加え、当該解除に起因して自己又は第三者に発生した損害等の賠償を請求することができる。

第5章 一般条項

第 5.1 条（契約期間）

本契約の期間は、本契約締結日から、(i)●年度の対象排出削減事業に係る排出削減に基づく本国内クレジットの譲渡又は(ii)譲渡予定数量に到達する本国内クレジットの譲渡のうち、いずれか早いものに関する当事者の義務の履行が完了した日までとする（以下、かかる期間を「本契約期間」という。）。

第 5.2 条（守秘義務）

1. 譲渡人及び譲受人は、本契約の内容、本契約締結までの交渉内容その他の関連情報、及び本契約の締結に伴って知り得た相手方当事者の業務上の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、相手方又は開示した当事者の書面による事前の承諾を得ずしてこれを第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。但し、下記の場合においてはこの限りでない。
 - (1) 譲渡人又は譲受人が、本契約の締結及び義務の履行にあたって秘密情報の開示を必要とし、当該者の取締役その他の役員、従業員及びその他の関係者に対して、本条に定めるのと同様の守秘義務を課すことを前提として開示する場合。
 - (2) 譲渡人又は譲受人が、本契約の締結及び義務の履行にあたって秘密情報の開示を必要とし、第三者である専門家に対して、本条に定めるのと同様の守秘義務を課すことを前提として開示する場合。
 - (2) 法律上若しくは行政手続上、又は、委員会その他国内クレジットの取引に関連する機関によって開示が義務付けられた場合の必要最小限の開示。
2. 前項の定めにもかかわらず、下記のいずれかに該当する情報は、秘密情報の定義から除外される。
 - (1) 開示時に、既に公知・公用であった情報。
 - (2) 開示時に、既に受領した当事者が所有していた情報。
 - (3) 開示後、受領した当事者の責によらずに公知・公用となった情報。

- (4) 開示後、受領した当事者が秘密情報に触れることなく独自に開発した情報。
 - (5) 開示後、受領した当事者が第三者より正当に取得した情報。
3. 本条に定める守秘義務は、本契約終了後も[3]年間有効とする。

第 5.3 条（費用及び租税）

- 1. 本契約で別途明確に規定した場合を除き、本国内クレジットの譲渡及び移転にかかる租税及び諸費用（もしあれば）は、すべて[譲渡日]をもって区別し、[譲渡日]より前（当日を含む。）に発生した租税及び諸費用については譲渡人の負担とし、[譲渡日]以後（当日を含まない。）に発生した租税及び諸費用については譲受人の負担とする。
- 2. 前項の規定にもかかわらず、本国内クレジットの譲渡にかかる消費税（地方消費税を含む。）については譲受人の負担とする。

第 5.4 条（通知）

本契約に基づき当事者がなすべき通知は全て、手交、バイク便、郵便、ファクシミリ又は電子メールによって以下に定める連絡先宛に行われる。なお、本条に基づく相手方への通知により、各当事者は、各当事者の連絡先の変更を行うことができる。

譲渡人： [所在]

事務連絡先 ●

ファクシミリ： ●

電話： ●

電子メール：

譲受人： [所在] ●

事務連絡先 ●

ファクシミリ： ●

電話： ●

電子メール：

第 5.5 条（権利義務の譲渡禁止）

譲渡人及び譲受人は、相手方の書面による事前の同意なくして、本契約に基づく契約上の地位又は本契約より生ずる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡、担保差入その他の処分をすることができない。

第 5.6 条（政策及び法令変更等）

運営規則その他国内クレジット制度に関する規則の変更又は法令若しくは政策の変更によって、本契約の全部もしくは一部の履行に影響が生じる場合、当事者は、当該影響に対応する為の本契約の修正に関して、誠意をもって協議を行うものとする。

第 5.7 条（準拠法）

本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従い、解釈されるものとする。

第 5.8 条（管轄裁判所）

本契約に関連する一切の紛争については、[東京]地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 5.9 条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈につき疑義を生じた事項については、都度譲渡人及び譲受人は誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、当事者記名捺印の上、各 1 通を保有する。

●年●月●日

譲渡人

譲受人

(必要に応じて共同実施者等も記名捺印)

別紙 1.2 定義

「委員会」とは、運営規則に基づく国内クレジット認証委員会をいう。

「運営規則」とは、平成 20 年 10 月 21 日付の経済産業省、環境省及び農林水産省による「国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）運営規則」及びこれに付随する諸規則等（委員会が制定する各種申請書、報告書又は確認書等の様式を含む。）を意味する（いずれについても、その後の改正等を含む。）。

「営業日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日及び法令等により日本において銀行が休業することが認められ、又は休業することが義務づけられている日、以外の日をいう。

「国内クレジット」とは、京都議定書目標達成計画（平成 20 年 3 月 28 日閣議決定）に基づき、日本国内で実施した排出削減事業により実現された温室効果ガスの排出削減量に対して、委員会が運営規則により認証した排出削減量をいう。

「国内クレジット制度」とは、京都議定書目標達成計画（平成 20 年 3 月 28 日閣議決定）において規定されている、大企業等の技術・資金等を提供して中小企業等が行った二酸化炭素の排出抑制のための取組みによる排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成のために活用する制度であり、運営規則に従って運営される制度をいう。

「本国内クレジット」とは、本契約に基づく譲渡の目的物である、第 3.1 条に記載の対象排出削減事業から生じた国内クレジットをいう。

「本契約期間」とは、第 5.1 条に定める意味を有する。

「t-CO₂e」とは、二酸化炭素換算量を単位にして温暖化ガスの地球温暖化係数を測定する際の基準をいい、これに従い、1 単位は CO₂ の 1 メトリックトンの国内クレジット相当とする。

以 上

別紙 2.1 排出削減方法論に関する合意事項

(対象削減事業で用いる方法論等について必要に応じ記載)

別紙 2.2 排出削減事業計画の作成及び承認等に関する合意事項

(排出削減事業の内容・排出削減事業計画の内容等を必要に応じ記載)

別紙 2.3 排出削減事業の運営に関する合意事項

(排出削減事業のモニタリング等について必要に応じ記載)

別紙 2.4 排出削減実績報告書の作成及び実績確認書の取得に関する合意事項

(排出削減実績報告書の作成等について必要に応じ記載)

別紙 2.5 国内クレジットの認証及び移転に関する合意事項

(国内クレジット認証申請書の申請等について必要に応じ記載)

別紙 3.1 対象排出削減事業

(事業の概要と事業場所が特定できる情報を必要に応じ記載)

-
- ⁱ 本契約書（案）の作成にあたっては、国内クレジット発行の事務フローとしては、①国内クレジットは譲渡人（中小企業等）の口座には記録されず、②全ての国内クレジットが当初から譲受人（大企業等）の口座に記録されることを前提としている。かかる事務フローを前提にした場合の法律上の整理については、口座記録の記載を重視して大企業等が国内クレジットを原始取得するという見解もありうるが、口座記録に温対法のような法律上の効果が付与されていないこと、制度設計、当事者の合理的意思表示等からして、譲渡人（中小企業等）が国内クレジットを原始取得し、これを譲受人（大企業等）が本契約により承継取得すると理解することも十分可能であり、本契約書（案）もかかる理解を前提にしている。
- ⁱⁱ 国内クレジット認証申請書の「クレジット保有申請者名」（及び「口座番号」）欄に大企業名（及び「口座番号」）が記載されていれば、何らの手続を要することなく自動的に国内クレジットが大企業等に記録されるということであれば、第2項は不要となる。但し、現時点においては、念のため上記のような文言を残しておく。
- ⁱⁱⁱ 本契約書（案）では、「年間●トン譲り受ける」ではなく、対象プロジェクトから各年度に生じる全ての国内クレジットを、譲渡予定数量に達するまで譲り受けることを前提にしている。
- ^{iv} 運営規則には、大企業等が国内クレジットの記録を受けるためには、「国内クレジット制度 移転・償却・取消申請書」を委員会に対して提出する必要があるかのようにも読める記載がある。しかし、現時点における実務上の取扱としては、国内クレジット発生場面においては「国内クレジット制度 移転・償却・取消申請書」の提出は求められておらず、国内クレジット認証申請書に記載された「クレジット保有申請者」に国内クレジットが記録されるとの取扱がなされている。かかる実務上の取扱を前提にした場合には、国内クレジット認証申請書において譲受人を「クレジット保有申請者」として指定することにより本項の義務は履行されることになる。
- ^v 「譲渡人から譲受人に対する国内クレジットの移転が完了したことを証する書面」が交付されるとのルールは存在しないが、譲受人が国内クレジットを保有していることを示す書類が交付される等の対応がなされる場合には、こうした資料を譲渡人が取得のうえ譲受人に交付することを規定する条項である。
- ^{vi} 国内クレジットの移転が完了したことを譲受人が確認し、譲受人の確認後に代金を支払うことも考えられる。
- ^{vii} 表明保証責任・瑕疵担保責任については議論の余地があり得るところではあるが、本ドラフトでは、必要最低限の事項についてのみ譲渡人に表明保証責任を負わせる一方で、一般的な瑕疵担保責任は負わないという考え方を採用している。なお、本契約書（案）では、当事者（法人）が設立されていること、本契約を締結し履行するための手続等が完了していること等については、契約締結に先立って各当事者による調査が行われることを前提に表明保証の対象としていないが、これらの事項について表明保証の対象とすることも考えられる。
- ^{viii} 本契約書（案）においては、債務不履行が生じた場合の処置としては、解除及びこれに伴う違約金の支

払を前提にしたが、契約を解除せず、損害賠償・違約金の支払を受けるという対応も考えられる。この場合、本条において、損害賠償・違約金に関する条項を設けることになる。